

# 地方税財政分野における新型コロナウイルス感染症への対応

## — 令和2年度第1次及び第2次補正予算関連の主な施策 —

三角 政勝

近澤 将生

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 地方税財政分野における対応の主な経緯と内容
  - (1) 令和2年度当初予算成立までの対応
  - (2) 令和2年度第1次補正予算における対応
  - (3) 特別定額給付金の概要
  - (4) 地方創生臨時交付金の概要
  - (5) 地方税法等の改正
3. 国会における主な議論
  - (1) 特別定額給付金
  - (2) 地方創生臨時交付金
  - (3) 地方税法等の改正
4. おわりに

### 1. はじめに

我が国における新型コロナウイルスの感染は、令和2年1月に初例が確認されて以降、今日に至るまで収束に至っていない。この間、感染拡大防止の観点から学校の休業や営業の自粛等が全国的に行われる中、経済が急速に冷え込むとともに、こうした状況に対応するための財政需要が大幅に増加することとなった。

このため、新型コロナウイルス感染症の拡大前に編成された令和2年度当初予算が3月末に成立した後、直ちに同年度第1次補正予算が編成され、4月に同補正予算及び関連法案が成立した。また、第2次補正予算及び関連法案についても6月に成立した。

以下、本稿においては、これらのうち、地方税財政分野における対応である「特別定額給付金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び地方税法等改正につ

いて、主な経緯、内容及び国会における議論を振り返ることとする。

## 2. 地方税財政分野における対応の主な経緯と内容

### (1) 令和2年度当初予算成立までの対応

#### ア 新型コロナウイルス感染症の発生と指定感染症等への指定

我が国における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、政府は令和2年1月28日、新型コロナウイルス感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項による指定感染症及び「検疫法」（昭和26年法律第201号）第2条第3号による検疫感染症に定める政令を閣議決定した（2月1日施行）。

この指定により、①患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供、②医師による迅速な届出による患者の把握、③患者発生時の積極的疫学調査が実施可能となるほか、検疫において質問、診察・検査等が可能となった。

#### イ 第1弾の緊急対応策の策定

その後、政府は、1月30日、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置した。

対策本部は、2月13日、総額153億円の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（以下「第1弾の緊急対応策」という。）を決定し、①帰国者等への支援、②国内感染対策の強化、③水際対策の強化、④影響を受ける産業等への緊急対応、⑤国際連携の強化等を行うこととした。また、政府は、翌2月14日、第1弾の緊急対応策を踏まえた財政的な対応として「令和元年度一般会計予備費使用」（うち新型コロナウイルス感染症対策103億円）を閣議決定した。

これを踏まえ、総務省は、同日、「令和元年度一般会計の予備費の使用等に伴う地方負担への対応について」を発出し、予備費の使用により追加される保健衛生施設等設備整備補助事業、感染症医療費負担事業及び疾病予防対策事業費等補助事業について、地方負担額の80%を特別交付税で措置するとした。

#### ウ 第2弾の緊急対応策の策定

対策本部は、3月10日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 -第2弾-」（以下「第2弾の緊急対応策」という。）を決定し、これを踏まえ、同日、政府は「令和元年度一般会計予備費使用」を閣議決定した。

第2弾の緊急対応策においては、令和元年度予算の着実な執行と同年度予備費2,715億円の活用により4,308億円の財政措置を講じ、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備、②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、③事業活動の縮小や雇用への対応、④事態の変化に即応した緊急措置等を実施するとともに、金融措置（総額1.6兆円規模）としてセーフティネット貸付・保証等を講ずることとされた。

これを踏まえ、総務省は、同日、「令和元年度一般会計の予備費の使用等に伴う地方負担への対応について」を発出し、予備費の使用により追加される保健衛生施設等設備整備補助事業、感染症予防事業費等負担事業、疾病予防対策事業費等補助事業及び学校臨

時休業対策費補助事業について、地方負担額の80%を特別交付税で措置するとした。

また、対策本部は、3月18日、当面の追加的な緊急対応策として「生活不安に対応するための緊急措置」を決定した。このうち、地方税については、国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等について迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に要請することとされた。

## エ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正と令和2年度当初予算の成立

感染症に対処するための法律としては、先述の感染症法等のほか、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が制定されているが、新型コロナウイルス感染症については同法の対象とならないと解されていた<sup>1</sup>。

このため、政府は、3月10日、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に追加することを内容とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案」（第201回国会閣法第46号）を提出し、同法律案は3月13日に成立した。これを受け、政府は3月26日、対策本部を改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項の規定に基づくものと位置付けるとともに、その設置期間を「令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間」とした。

その後、3月27日、令和2年度当初予算とともに、地方税財政分野の当初予算関連法案として提出されていた「地方税法等の一部を改正する法律案」（第201回国会閣法第6号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（同国会閣法第7号）が成立した。

## （2）令和2年度第1次補正予算における対応

### ア 緊急事態宣言と緊急経済対策の策定

令和2年度当初予算の成立後、安倍総理は3月28日に記者会見を行い、緊急経済対策と補正予算を10日程度で取りまとめ、速やかに国会に提出する旨表明した。

その後、4月7日、安倍総理（対策本部長）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を行った。また、同日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）及び令和2年度第1次補正予算の概算（変更前）が閣議決定された。

緊急経済対策（変更前）は、事業規模を108.2兆円程度（うち財政支出39.5兆円程度）とし、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築、⑤今後への備えを五つの柱として実施することとした。

緊急経済対策における地方税財政関係の主な施策としては、「生活支援臨時給付金（仮称）」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の創設のほか、地方税に関し納税の猶予制度の特例等が示された。

### イ 緊急経済対策等の変更と第1次補正予算及び関連法案の成立

第1次補正予算の概算の閣議決定（4月7日）を踏まえ、4月9日、総務省は「生活

<sup>1</sup> 第201回国会参議院予算委員会会議録第4号35頁（令2.3.2）等

支援臨時給付金（仮称）事業の実施について」を発出した。同通知によると、「生活支援臨時給付金（仮称）事業」は、「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時的支援」として実施するとされた。

具体的には、給付対象は世帯単位、給付額は1世帯当たり30万円、対象世帯の要件は世帯主の月間収入（令和2年2月～6月の任意の月）が①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準<sup>2</sup>となる低所得世帯、②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準の2倍以下となる世帯等とされていた。

しかしながら、上記の内容が明らかになった後、与野党から、給付対象を収入が減少した世帯に限定するのではなく、収入状況の制限なく一律に給付すべきではないか等の意見も出されるようになった<sup>3</sup>。

こうした中、4月16日、安倍総理は対策本部において、「緊急事態宣言により、外出自粛を始め様々な行動が制約されることとなる全国全ての国民の皆様を対象に、一律、1人当たり10万円の給付を行う方向で、与党において再度検討を行っていただく」<sup>4</sup>と表明した。また、安倍総理は、翌4月17日の記者会見において「国民の皆様から寄せられた様々な声、与野党の皆様の声」も踏まえ、更に給付対象を拡大し、「一律に1人当たり10万円の給付を行うことを決断」<sup>5</sup>したと述べた。

その後、4月20日、政府は緊急経済対策の変更を閣議決定し、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うとして、一律に、1人当たり10万円の給付を行う「特別定額給付金（仮称）」を創設することが盛り込まれた。これにより、緊急経済対策の事業規模は、当初の108.2兆円程度（うち財政支出39.5兆円程度）から117.1兆円程度（うち財政支出48.4兆円程度）に拡大した。

同日、政府は、第1次補正予算の概算の変更を閣議決定し、変更前の「生活支援臨時給付金（仮称）」に係る経費4兆206億円に替えて、「特別定額給付金（仮称）」に係る経費12兆8,803億円（給付事業費12兆7,344億円、事務費1,459億円）を計上することとした。また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「地方創生臨時交付金」という。）については内閣府所管に1兆円が計上された。

第1次補正予算及び「地方税法等の一部を改正する法律案」（第201回国会閣法第55

---

<sup>2</sup> 同通知においては、申請・審査手続の簡便化のため、世帯主（給与所得者）の月間収入が下記の基準額以下であれば、級地区分にかかわらず住民税非課税水準とみなすとされた。

・扶養親族等なし（単身世帯）：10万円、扶養親族等1人：15万円、扶養親族等2人：20万円、扶養親族等3人：25万円

（注）扶養親族等とは、扶養親族及び同一生計配偶者を指す。扶養親族等の4人目以降は、基準額を1人当たり5万円加算。

<sup>3</sup> 一律に現金を給付する類似の事例としては、リーマン・ショックに伴う対応として、平成20年度第2次補正予算で措置された「定額給付金給付事業」があり、全ての世帯を対象に世帯を構成する者1人につき1万2,000円（18歳以下及び65歳以上の者は1人につき2万円）を支給することとされた。

<sup>4</sup> 首相官邸ウェブサイト「総理の一日、令和2年4月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第29回）」

<sup>5</sup> 首相官邸ウェブサイト「総理の一日、令和2年4月17日 新型コロナウイルス感染症に関する安倍内閣総理大臣記者会見」

号)は4月27日に提出され、いずれも4月30日に成立した。

### (3) 特別定額給付金の概要

第1次補正予算の概算の変更の閣議決定が行われた4月20日、総務省は「特別定額給付金(仮称)事業の実施について」を発出した。同通知等によると、事業の実施主体は市区町村であり、実施に要する経費(給付事業費及び事務費)について国が補助(10/10)する自治事務とされている。

具体的には、給付対象者は基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者、給付額は給付対象者1人につき10万円、受給権者は住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主とされた。

給付金の申請に関しては、市区町村が受給権者に対し申請書を郵送した上で、申請者が、①申請書類の郵送、②マイナンバーカードを活用して行うオンライン申請、の二つの方法から選択することを基本とし、給付金は原則として申請者の本人名義の銀行口座に振り込まれることとされた。ただし、銀行口座を持たない等の事情がある場合には、市区町村の窓口での支給も可能としている。なお、特別定額給付金は非課税とされ、また、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たり収入として認定されない。

以上の「特別定額給付金事業」について、当初検討された「生活支援臨時給付金(仮称)事業」と比較するならば、図表1のとおりとなる。

図表1 「特別定額給付金」と当初検討された「生活支援臨時給付金(仮称)」の比較

	当初検討された「生活支援臨時給付金(仮称)」	特別定額給付金
1. 施策の目的	感染症の影響を受け収入が減少し、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために臨時的支援を行う。	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。
2. 事業の実施主体と経費の負担	・実施主体は市区町村 ・実施に要する経費(給付事業費及び事務費)について、国が補助(10/10)	
3. 給付額	・1世帯当たり30万円	・給付対象者1人につき10万円
4. 給付対象等	世帯主の月間収入(令和2年2月～6月の任意の月)が、 ① 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準(※)となる低所得世帯 ② 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少(半減以上)し、かつ年間ベースに引き直すと住民税非課税水準(※)の2倍以下となる世帯 等を対象とする。  ※の住民税非課税水準については、本稿の脚注2を参照	・給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者 ・受給権者は、住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

(出所)総務省「生活支援臨時給付金(仮称)事業の実施について」(令和2年4月9日)、「特別定額給付金(仮称)事業の実施について」(令和2年4月20日)より作成

なお、特別定額給付金について、支給対象者自らが使用することができるよう、差押えを禁止する等の必要があるとの観点から、「令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案」が4月29日に衆議院総務委員会から提出され（第201回国会衆第10号）、翌4月30日に成立している<sup>6</sup>。

#### （4）地方創生臨時交付金の概要

##### ア 第1次及び第2次補正予算における地方創生臨時交付金の計上

先述の緊急経済対策においては、地方側からの要望も踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、地方創生臨時交付金を創設することとされ、令和2年度第1次補正予算において、内閣府所管に1兆円が計上された<sup>7</sup>。

一方、第1次補正予算の審議中や成立後、地方側からの要望や国会質疑等において、地方創生臨時交付金を更に拡充すること等を求める意見が寄せられていた。こうした状況の中、安倍総理は、5月14日の対策本部で「第1次補正予算を強化するため、直ちに第2次補正予算の編成に着手」<sup>8</sup>すると表明し、第2次補正予算の編成を指示した。

令和2年度第2次補正予算は5月27日に概算が閣議決定された後、6月8日に提出、6月12日に成立した。このうち地方創生臨時交付金については2兆円が追加計上され、第1次補正予算と合わせ3兆円が措置されることとなった（図表2）。

##### イ 地方創生臨時交付金の概要

地方創生臨時交付金は、実施計画を作成する地方公共団体（都道府県・市区町村）を対象とし、実施計画に掲載された事業に対して、交付限度額を上限として交付される。

交付限度額は、第1次補正予算に計上された1兆円分については、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づいて算定される。また、第2次補正予算に計上された追加の2兆円分に関しては、①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（1兆円程度）について、人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定することとされ、②「新しい生活様式」<sup>9</sup>を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（1兆円程度）について、人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定することとされた。

使途については、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する新型コロナウイルス感染症への対応であれば原則として制限はないとしているが、地方単独事業については、

<sup>6</sup> 「令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律」（令和2年法律第27号）が差押えの禁止の対象としている給付金は、市町村又は特別区から支給される、①特別定額給付金及び②子育て世帯への臨時特別給付金（児童1人当たり1万円）とされている。

<sup>7</sup> 類似の交付金の事例としては、リーマン・ショック後の対応として平成21年度第1次補正予算に1兆円計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」がある。

<sup>8</sup> 首相官邸ウェブサイト「総理の一日、令和2年5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第34回）」

<sup>9</sup> 「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言（令和2年5月4日）を踏まえ、新型コロナウイルス感染防止の三つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施や、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等を取り入れた日常生活のこと。

①職員の人件費、②用地費、③貸付金・保証金、④基金、⑤事業者等への損失補償<sup>10</sup>、⑥感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするものは対象外とされた。ただし、その後、④については、基金が対象事業に充当されることが条例により担保されているなど一定の要件を満たす基金に積み立てる場合には交付対象とすることとされた。

図表2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の創設と拡充

	令和2年度第1次補正予算（創設）	令和2年度第2次補正予算（拡充）
1. 予算計上額	1兆円	2兆円（第1次補正予算と合わせ3兆円）
2. 所管	内閣府。ただし、各府省に移し替えて執行	
3. 交付対象等	実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市区町村）	
(1) 交付対象		
(2) 交付方法	実施計画に掲載された事業（※）のうち国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付  ※ ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象	実施計画に掲載された事業（※）に対し、交付限度額を上限として交付金を交付  ※ 第2次補正予算における国庫補助事業の地方負担分については、第1次補正予算の臨時交付金の未配分額により措置
(3) 交付限度額	人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定	① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分（1兆円程度）：人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定  ② 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分（1兆円程度）：人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
4. 使途	地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する  ・新型コロナウイルス感染症に対する対応 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援  等の事業に充当	地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する  ・家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応 ・「新しい生活様式」等への対応  の事業に充当

（出所）内閣府資料より作成

## ウ 地方創生臨時交付金の地方公共団体への交付限度額

第1次及び第2次補正予算が成立した後、それぞれについて地方創生臨時交付金の交付限度額（地方単独事業分）が決定された（図表3）。

<sup>10</sup> 内閣府は、交付対象外の経費である「事業者等への損失補償」と、いわゆる「協力金」や「支援金」との違いについて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A 第2版」（令和2年6月24日）において、以下のように説明している。

「要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については、交付対象外である。他方で、地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で、これらに対し定額で支給する協力金や、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける個人や事業者等を支援する目的で、これらに対して一律に支給する支援金等は、これに該当しないと考えられる。」

図表3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額

(単位：億円、%)

	令和2年度第1次補正予算				令和2年度第2次補正予算							
	都道府県分		市町村分		都道府県分				市町村分			
	交付限度額		交付限度額		交付限度額				交付限度額			
		割合 (%)		割合 (%)	①	②	計 ①+②	割合 (%)	①	②	計 ①+②	割合 (%)
北海道	186	5.2	241	6.8	286	162	449	5.1	302	461	763	7.1
青森県	60	1.7	61	1.7	53	79	132	1.5	54	123	177	1.6
岩手県	59	1.7	56	1.6	52	79	131	1.5	50	122	172	1.6
宮城県	61	1.7	70	2.0	76	65	141	1.6	79	122	201	1.9
秋田県	57	1.6	47	1.3	44	82	126	1.4	44	104	147	1.4
山形県	56	1.6	51	1.4	47	80	127	1.5	46	111	157	1.5
福島県	60	1.7	75	2.1	68	70	138	1.6	72	151	223	2.1
茨城県	80	2.2	87	2.5	108	76	184	2.1	102	130	232	2.2
栃木県	53	1.5	51	1.4	64	60	125	1.4	61	85	145	1.4
群馬県	53	1.5	57	1.6	66	62	128	1.5	66	99	165	1.5
埼玉県	157	4.4	164	4.6	266	132	398	4.5	261	215	476	4.4
千葉県	135	3.8	139	3.9	217	117	334	3.8	213	189	402	3.7
東京都	103	2.9	154	4.4	413	56	469	5.4	343	167	510	4.7
神奈川県	154	4.3	156	4.4	292	115	407	4.7	323	175	499	4.6
新潟県	76	2.1	79	2.2	91	83	174	2.0	92	150	241	2.2
富山県	49	1.4	33	0.9	56	71	127	1.5	53	61	114	1.1
石川県	51	1.4	39	1.1	62	68	129	1.5	59	74	134	1.2
福井県	47	1.3	27	0.8	43	74	117	1.3	39	51	90	0.8
山梨県	46	1.3	33	0.9	35	71	106	1.2	32	65	97	0.9
長野県	67	1.9	89	2.5	81	77	158	1.8	82	188	270	2.5
岐阜県	67	1.9	70	2.0	90	71	161	1.8	86	124	210	2.0
静岡県	82	2.3	80	2.3	117	87	205	2.3	115	131	246	2.3
愛知県	124	3.5	134	3.8	229	107	336	3.8	236	175	411	3.8
三重県	53	1.5	53	1.5	60	64	124	1.4	56	101	158	1.5
滋賀県	48	1.3	40	1.1	46	64	110	1.3	43	69	113	1.0
京都府	80	2.2	74	2.1	117	76	193	2.2	119	114	233	2.2
大阪府	183	5.2	210	5.9	353	144	496	5.7	398	255	653	6.1
兵庫県	147	4.1	146	4.1	221	135	356	4.1	231	212	443	4.1
奈良県	56	1.6	52	1.5	46	75	121	1.4	43	91	134	1.2
和歌山県	54	1.5	41	1.2	41	82	124	1.4	39	87	126	1.2
鳥取県	47	1.3	27	0.8	24	83	108	1.2	23	57	81	0.8
島根県	51	1.4	32	0.9	32	89	120	1.4	31	75	105	1.0
岡山県	61	1.7	60	1.7	67	72	139	1.6	68	117	185	1.7
広島県	75	2.1	77	2.2	96	82	178	2.0	102	137	240	2.2
山口県	57	1.6	47	1.3	52	76	129	1.5	50	95	145	1.4
徳島県	49	1.4	31	0.9	32	79	111	1.3	27	62	88	0.8
香川県	46	1.3	32	0.9	37	70	107	1.2	36	61	98	0.9
愛媛県	57	1.6	48	1.4	54	76	129	1.5	52	97	150	1.4
高知県	53	1.5	38	1.1	32	86	118	1.3	32	87	118	1.1
福岡県	136	3.8	157	4.4	212	126	337	3.9	230	243	472	4.4
佐賀県	49	1.4	33	0.9	34	81	114	1.3	30	64	95	0.9
長崎県	62	1.8	55	1.6	56	84	141	1.6	57	104	161	1.5
熊本県	66	1.9	72	2.0	66	82	147	1.7	67	145	212	2.0
大分県	55	1.5	41	1.2	46	79	125	1.4	44	87	131	1.2
宮崎県	56	1.6	45	1.3	46	84	130	1.5	44	94	139	1.3
鹿児島県	67	1.9	71	2.0	67	86	154	1.8	66	160	226	2.1
沖縄県	58	1.6	55	1.6	57	81	138	1.6	52	111	163	1.5
合計	3,554	100.0	3,530	100.0	4,750	4,000	8,750	100.0	4,750	6,000	10,750	100.0

- (注) 1. 本表の計数は、全て地方単独事業分。  
 2. 市町村分は、都道府県内の市区町村に係る交付限度額の合算額。  
 3. ①は、「家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分」。  
 ②は、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分。

(出所) 内閣府「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 交付限度額」(第1次補正予算分、第2次補正予算分)より作成

第1次補正予算分の交付限度額の算定結果は、都道府県分が3,554億円、市町村分が3,530億円の合計7,084億円となった。なお、予算計上額の1兆円との差額の約3,000億円については、国庫補助事業等の地方負担額等を基礎として別途算定される。

具体的な算定は、人口、財政力及び新型コロナウイルスの感染状況に基づいて行われた。都道府県分を団体別にみると、交付限度額が最も大きかったのが北海道の186億円、次いで大阪府183億円、埼玉県157億円、神奈川県154億円などとなり、東京都は9番目の103億円となった。

算定項目のうち、人口については、地方交付税の算定における「段階補正」に準じて定める率を用いることとしており、人口規模が大きいほど1人当たりの行政経費が割安となる傾向があることを反映させる。また、財政力については、都道府県分の場合、「 $(1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$ 」で算出される係数を乗じることとされ（財政力指数による割落とし）、仮に他の条件が同じであれば、財政力が強い団体ほど減額となるように算定されることとなる（図表4）<sup>11</sup>。

次に、第2次補正予算分の交付限度額については、都道府県分が全体で8,750億円となり、このうち①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分が4,750億円、②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分が4,000億円となった。

具体的な算定は、第1次補正予算分比べ、上記①については、事業所数が加えられたほか、財政力による調整が緩和されることとなった。また、②については、年少者及び高齢者人口の比率が加えられた一方、財政力については、第1次補正予算分と同じ算式が用いられた。これらの結果、①と②を合わせた都道府県分については、大阪府が496億円、次いで東京都469億円、北海道449億円、神奈川県407億円などとなった。

なお、都道府県分の交付限度額のシェアをみると、例えば、第1次補正予算分については東京都が全体の2.9%であったのに対し、第2次補正予算分においては5.4%に上昇するなど、概して大都市部におけるシェアが増す結果となった。

図表4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定における財政力指数による割落とし

		算式	(例) 財政力指数が1.00の団体の場合	(例) 財政力指数が0.50の団体の場合	
第1次補正	都道府県分	$(1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$	0.344	0.744	
	市町村分	$(1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$	0.360	0.760	
第2次補正	①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分	都道府県分	$(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$	0.500	
		市町村分	$(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$	0.500	
	②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分	都道府県分	$(1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$	0.344	0.744
		市町村分	$(1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$	0.360	0.760

(注) 1. 算式の対象は地方単独事業。

2. 表中の「例」は、筆者が任意の財政力指数を仮定し算出したもの。

(出所) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」の「別紙」より作成

<sup>11</sup> 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」において、地方創生臨時交付金の算定に用いる財政力指数は、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成29年度、平成30年度及び令和元年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とされている。

## (5) 地方税法等の改正

### ア 徴収の猶予制度の特例

令和2年4月30日に成立した「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第26号。以下「改正法」という。）では、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、国税と同様、地方税においても、申請に基づき、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設けることとしている。

具体的には、基本的に全ての税目を対象に<sup>12</sup>、令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（前年同期比おおむね20%以上の減）し、一時に納付・納入することが困難であると認められる場合に特例が適用される。

本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用され、施行日（令和2年4月30日）前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用することができる。

なお、徴収の猶予制度の特例の創設に伴う一時的な減収に対応するため、令和2年度及び令和3年度に限り、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の規定にかかわらず、減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができることとされた。

### イ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

固定資産税の税収は約9.0兆円（平成30年度決算）であり、市町村税収の約4割を占める市町村の基幹税目である<sup>13</sup>。また、都市計画税の税収は約1.3兆円（同）であり、市町村税収に占める割合は5.8%である<sup>14</sup>。

改正法では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境にある中小事業者等<sup>15</sup>に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減することとしている。

具体的には、令和2年2月から10月までの任意の連続した3か月間における売上高が、前年同期間と比べ30%以上50%未満減少している場合には課税標準を価格に2分

<sup>12</sup> 証紙徴収による地方税（具体的には、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、狩猟税等）は除かれている。なお、国税においても、印紙納付によるものは除外されている。

<sup>13</sup> 固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、市町村（東京都特別区内は都）が所有者に対し課税する財産税である。課税客体は土地、家屋及び償却資産であり、課税標準は価格（適正な時価）である。なお、償却資産に対する固定資産税は、土地及び家屋以外の事業用の資産に対して課されるものである（固定資産税収約9.0兆円のうち償却資産分は約1.7兆円（平成30年度決算））。

<sup>14</sup> 都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために、都市計画区域を有する市町村（東京都特別区内は都）が目的税として課税するものである。課税客体は原則として市街化区域内の土地及び家屋であり、課税標準は価格（適正な時価）である。

<sup>15</sup> 中小事業者等とは、①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人等を除く。）、②資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人であり、また、既存の租税特別措置である事業承継税制などと同様に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を対象事業から除くこととしている。

の1を乗じて得た額とし、50%以上減少している場合には課税標準を価格にゼロを乗じて得た額とする。中小事業者等は、令和3年1月31日までに市町村長等に上記の軽減措置の適用があるべき旨の申告を行うものとされ、また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合の罰則が設けられている。

この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額が補填される<sup>16</sup>。

#### ウ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

償却資産に対する固定資産税については、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置が平成30年度税制改正において講じられ、生産性革命集中投資期間（平成30年度～令和2年度）中における臨時、異例の措置として、「生産性向上特別措置法」（平成30年法律第25号）の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づく中小事業者等の生産性向上に資する設備投資について、償却資産のうち機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備を対象として、固定資産税をゼロから2分の1まで軽減することが可能となった。

改正法では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、本特例措置の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を追加することとしている<sup>17</sup>。

今回の拡充による固定資産税の減収額については、イと同様、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額が補填される。

#### エ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

令和元年度税制改正において、消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割（自動車税・軽自動車税）の税率を1%分軽減することとされた。

改正法では、新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、令和2年10月以降に自家用乗用車を取得した者の税負担が増さないようにするため、当該措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることとされた。

この措置に伴う減収については、「自動車税減収補填特例交付金」及び「軽自動車税減収補填特例交付金」により全額が補填される。

---

<sup>16</sup> 全国知事会・全国市長会・全国町村会は、「今後の新型コロナウイルス感染症対策について」（令和2年3月23日）等において、固定資産税は市町村財政を支える安定・不可欠の基幹税であり、国の経済政策に用いるべきではないと主張していたが、全国市長会「『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』の決定を受けて」（令和2年4月7日）等において、国の経済政策に用いらざるを得なかったことは遺憾としつつ、減収額の全額が国費で補填されることについては評価する旨の声明を出している。

<sup>17</sup> 沼澤弘平ほか「解説 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税制上の措置（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）等）」『地方税』第71巻第6号（令2.6）33頁によると、今般の新型コロナウイルス感染症により、製造業だけでなく、宿泊業などのサービス業にも大きな被害が生じていること、また、業務継続や働き方改革の観点も踏まえテレワークの導入の必要性が高まっていることなどから、テレワークのためのサテライトオフィスやローカル5Gを利用した通信設備なども対象となりうるよう、生産性向上に資する設備と一体で導入される事業用家屋・構築物を追加したと説明されている。

## オ その他

改正法では、上記ア～エのほか、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応、耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化及びイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応が行われている。

## 3. 国会における主な議論

### (1) 特別定額給付金

#### ア 「生活支援臨時給付金（仮称）」が撤回された経緯

特別定額給付金については、当初検討された30万円の「生活支援臨時給付金（仮称）」が撤回されたという異例の経緯や国民の関心の高さもあり、家計への支援の在り方等について多くの質疑が行われた。

まず、「生活支援臨時給付金（仮称）」について、当初、安倍総理は、「リーマン・ショック時に全国民を対象に1人当たり1万2,000円の給付を行った際、全戸に対する案内等の準備に3か月もの時間を要したこと、高所得世帯を中心に多くが貯蓄に回ったことなどの経験を踏まえ、全世帯に一律の給付を行うのではなく、甚大な影響を受けて収入が減少し、生活に困難を来している家庭に集中することで、スピーディーに、思い切った額である30万円の給付を行うこととした」<sup>18</sup>旨の説明をしていたが、その後の同給付金案の撤回について、「(新型コロナウイルス感染症が)長期化し全国的に広がっていく中、多くの方に行動変容を要請し、大変な御苦勞をいただいている。国民みんなで連帯して乗り越えていく中において、全ての方が受忍しているこの状況に対して、国が10万円を給付するという方向に転換した」<sup>19</sup>旨の理由が述べられた。

また、西村国務大臣からは、「特に厳しい方に重点的に給付することが必要との観点から30万円という案を提案したが、一方で、収入がかなり落ちてもこの要件に当たらないという問合せもあり、やはり不公平が生じてはいけない。また、国民全てがウイルスと闘っているという観点から、支給がある人と当たらない人という分断が生じないようにということで、様々な意見をいただく中で総理が決断した」<sup>20</sup>旨述べている。

給付事務を所管する高市総務大臣からは、「(生活支援臨時給付金については)制度設計が複雑すぎて地方自治体に負担が掛かる旨を総理に直接申し上げた。結果として、与野党から、よりシンプルに、そして国民が分断されることのないよう一律にという声も上がり、世論もそうであったので、一律10万円ということになって私は良かったと思っている」<sup>21</sup>旨の答弁があった。

#### イ 特別定額給付金の申請・給付を世帯単位で行う理由

特別定額給付金の支給に関し、対象は世帯の構成員である一方、申請及び給付は世帯

<sup>18</sup> 第201回国会衆議院本会議録第18号6頁(令2.4.14)

<sup>19</sup> 第201回国会衆議院予算委員会議録第20号11頁(令2.4.28)

<sup>20</sup> 第201回国会参議院予算委員会議録第18号14頁(令2.4.30)

<sup>21</sup> 第201回国会参議院総務委員会議録第13号4頁(令2.4.30)

単位で行うこととされたことについて、高市総務大臣からは、「世帯単位でなく個人単位で受け付けるとした場合、受給者が著しく増加する。個人単位で別々の銀行口座に振り込む必要が生じ、市区町村に過大な負担を強いることになるし、迅速な給付にも支障が生じることが想定される。今回は、迅速性とシンプルさ、できるだけ市区町村の事務負担を減らすことを優先した」<sup>22</sup>旨の答弁があった。

#### ウ 特別定額給付金の支給事務におけるマイナンバーの活用可否

特別定額給付金の支給手続に関して、マイナンバーカードによるオンライン申請だけでなく、迅速な給付のためマイナンバー（個人番号）そのものを活用できないのかとの指摘に対して、高市総務大臣（マイナンバー制度担当国務大臣）からは、「特別定額給付金は予算措置であり、法律に基づかない事務であったため、マイナンバー法<sup>23</sup>に番号利用事務として規定することができなかった。そのため、マイナンバーそのものを利用することができず、照合作業などが非効率なものとなった」<sup>24</sup>旨の答弁があった。

また、同大臣からは、「仮に全てのマイナンバーに給付のための口座情報がひもづいていたら、特別定額給付金においても、給付を更に迅速に行うこと、また、世帯員別に給付を行うことも可能であった」<sup>25</sup>とした上で、「今後、個人単位でも、福祉目的や景気対策など多様な給付を行うためには、全ての国民に行政からの様々な給付を受けるために利用する一生ものの1口座を、マイナンバーを付番して登録するような制度に発展できれば、迅速なプッシュ型の給付や行政コストの削減が可能となると考える。既に内閣官房番号制度推進室に指示しており、次期通常国会に向けて検討を進める」<sup>26</sup>旨の見解が示された。

このほか、特別定額給付金に関しては、市区町村における給付事務の状況<sup>27</sup>、ドメスティックバイオレンス（DV）や児童虐待の被害者、無戸籍者等への給付方法等について質疑が行われた。

## （2）地方創生臨時交付金

### ア 地方創生臨時交付金の趣旨

地方創生臨時交付金については、地方公共団体における新型コロナウイルス感染症への対応のための財政需要が急増する中、全国知事会を始めとした地方側から強い要望が寄せられたことも踏まえ、第1次補正予算において1兆円、第2次補正予算において2兆円、合計3兆円が計上されることとなった。

審議においては、まず、第1次補正予算における1兆円の計上について、その規模の

<sup>22</sup> 第201回国会衆議院総務委員会議録第15号4頁（令2.4.28）

<sup>23</sup> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）

<sup>24</sup> 第201回国会衆議院予算委員会議録第26号3頁（令2.6.9）

<sup>25</sup> 第201回国会衆議院総務委員会議録第17号4頁（令2.5.21）

<sup>26</sup> 第201回国会衆議院予算委員会議録第26号3頁（令2.6.9）

<sup>27</sup> 令和2年7月15日までに給付済みの金額の合計は約11.6兆円（国の予算額の90.9%）、給付済みの世帯数は約5,272万世帯（総世帯数の90.1%）となっている。（総務省「高市総務大臣閣議後記者会見の概要」（令2.7.17））

根拠とともに増額の必要性について指摘が行われた。これに対し、大塚内閣府副大臣からは、「リーマン・ショックのときに1兆円で導入し、当時も使い勝手がよいとの評判があったので、今回も同規模の1兆円で措置した。自治体の事情に合わせて活用いただきたい」<sup>28</sup>旨の答弁があった。

地方創生臨時交付金については、国会審議や地方側からの要望を踏まえ、第2次補正予算において追加計上された。この趣旨について、政府参考人からは、「新型コロナウイルス感染症の影響の大きい地域では、感染症防止対策や家賃支援等を含む事業継続、雇用維持等への対応などの負担が大きい。他方、それ以外の地域でも、新しい生活様式に対応した地域経済の活性化が課題となっている。こうした様々な要請を踏まえ、2兆円を増額して総額3兆円とした」<sup>29</sup>旨の答弁があった<sup>30</sup>。

### イ 地方創生臨時交付金の使途と「休業補償」

地方創生臨時交付金の使途には、事業者等への休業補償は含まれないところ、「自粛要請と休業補償」はセットで行うべきではないかとの指摘があり、これに対して、宮下内閣府副大臣からは、「国が個別事業者の損失を直接補償することは、算定も含めて現実的ではない。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法は、強制力の弱い措置を中心としており、原則補償を伴わない法体系となっている。諸外国の例をみても、事業者において生じた損失の一定割合を補償するという方式は見当たらない」<sup>31</sup>旨の見解が示された。

一方、休業要請等に対する「協力金」や「支援金」等の名目による地方公共団体独自の支援策を地方創生臨時交付金の交付対象とすることについては、西村国務大臣から、「できるだけ地域の事情に応じて、苦しんでいる企業の支援や生活を支援するために、自由度をもって使えるようにする。名称はともかく、休業要請に応じて様々な影響が生じる中小企業に対する都道府県が実施している支援金については適用できることにしている」<sup>32</sup>旨の答弁があった。

### ウ 地方創生臨時交付金の交付限度額の算定

交付限度額の算定において、地方公共団体の財政力を加味することについては、政府参考人から、「第1次補正予算分の地方単独事業7,000億円の交付限度額については、人口、財政力、新型コロナウイルス感染状況等をもとに算定した。各自治体が地域の実情に応じて、医療提供体制の整備、感染防止対策、地域経済・雇用への対策、住民生活の支援等に取り組む際に、財政力の差異によって対応能力に大きな違いが生じないように、その差異を緩和するため、算定に当たり財政力の要素を加味することは必要である」<sup>33</sup>旨の答弁があった。

<sup>28</sup> 第201回国会衆議院総務委員会議録第15号5頁（令2.4.28）

<sup>29</sup> 第201回国会参議院総務委員会議録第17号1頁（令2.6.4）

<sup>30</sup> なお、衆議院予算委員会においては、第1次補正予算及び第2次補正予算のそれぞれの採決に際し、「立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム」及び日本共産党から、地方創生臨時交付金の規模を総額で5兆円とすること等を内容とする、いわゆる「組み替え動議」が提出されたが、いずれも賛成少数で否決された。

<sup>31</sup> 第201回国会衆議院総務委員会議録第14号4頁（令2.4.14）

<sup>32</sup> 第201回国会衆議院予算委員会議録第20号20頁（令2.4.28）

<sup>33</sup> 第201回国会衆議院総務委員会議録第18号2頁（令2.5.26）

### (3) 地方税法等の改正

#### ア 新型コロナウイルス感染症が地方税収に与える影響とその対策

新型コロナウイルス感染症が地方税収に与える影響とその対策について、政府参考人からは、「歳入の方も様々な影響が生じることが予想される。地方税法等の改正法に基づき、地方税の徴収猶予が行われた場合には、その一時的な減収に対して特例債を措置するとともに、固定資産税の軽減措置などに伴う減収に対して国費により全額補填することとしている。年度途中の地方税の減収であるが、現行制度上、税収の変動が大きい法人関係税等については、翌年度以降の3年度間に地方交付税の精算を行うことや当該年度に減収補填債の発行が可能となっているが、その他の税等においても影響が生じることが予想されている<sup>34</sup>。このため、まずは地方団体の当面の資金繰り支援として、地方議会の議決後すぐに地方債が発行できるよう手続を弾力化することや共同発行債の大幅な増額等を行うこととしたところである。いまだどの程度の影響が生じるかは難しいが、今後とも、地方団体の状況の把握に努め、財政運営に支障が生じないよう、対応に努めてまいりたい<sup>35</sup>」旨の答弁があった。

#### イ 地方交付税の原資である国税が減収になった場合の対応（地方財源の確保）

地方交付税制度においては、国税である所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税の一定割合が地方交付税の原資となっているところ、国税の減収が想定されるとして、来年度以降も地方財源を確保することが必要との指摘があった。

これに対し、政府参考人からは、「地方交付税の原資である国税5税が減額補正となった事例は平成20年度以降4例あるが、いずれの場合も、地方交付税の法定率分の減少について、一般会計からその全額を加算した上で、当初予算における財源不足の補填ルール、いわゆる折半ルールに基づき後年度に精算を行っているところである。今年度、このような事態が生じた場合、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切な補填措置を講じるとともに、将来の地方財政への影響をできる限り緩和する観点も踏まえ、適切に対応してまいりたい<sup>36</sup>」旨の答弁があった。

#### ウ 徴収の猶予制度の特例の適用の在り方

徴収の猶予制度の特例の対象となるのは収入が前年同期比おおむね20%以上減少した場合とされたところ、同制度が幅広く適用され、スピード感を持って実施されること

<sup>34</sup> 各団体の普通交付税額は「(基準財政需要額－基準財政収入額)＝財源不足額」であるところ、基準財政収入額は、地方財政計画の収入見込額に対応するよう算定されているため、新型コロナウイルス感染症の影響は反映されていない。減収補填債は普通交付税の決定後に当該年度の基準財政収入額と税収額との差を精算するために発行する地方債であるところ、全国知事会は、「地方税財源の確保・充実について」(令和2年6月25日)において、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも想定を超える大きな減収が生じることが懸念されるとして、少なくとも今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補填債の対象に追加すべきとしている。

<sup>35</sup> 第201回国会参議院総務委員会会議録第16号13頁(令2.6.2)。令和2年7月31日、総務省は各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、「令和2年度普通交付税大綱」を閣議報告したが、閣議後の記者会見において、高市総務大臣は、「令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入実績が基準財政収入額を大幅に下回るおそれがある。地方税収の状況の把握に努め、今後、地方団体の財政運営への影響を踏まえながら、減収補填債の対象税目について検討する」旨の発言をしている。(総務省「高市総務大臣閣議後記者会見の概要」(令2.7.31))

<sup>36</sup> 第201回国会参議院総務委員会会議録第13号3頁(令2.4.30)

が重要であるとして、適用の在り方が問われた。

これに対し、政府参考人からは、「収入の減少が 20%に満たないことのみをもって一概に特例の適用が否定されるものではなく、20%未満の場合であっても、個々の納税者の置かれた状況や今後の収入減少の見込みなどに応じて判断されるものと考えている」<sup>37</sup>旨の答弁があった。

## エ 猶予措置におけるワンストップ化の重要性

国税、地方税及び社会保険料について延滞金なしの猶予措置が講じられるところ、個別に猶予申請の手続を行うことは煩雑であり、ワンストップ化することが申請者だけではなく、行政の事務負担軽減の観点から重要との指摘があった。

これに対し、安倍総理からは、「迅速かつ柔軟な対応が行われることが大切である。地方税や社会保険料の猶予申請に当たり、国税に係る猶予申請書と猶予許可通知書の写しを添付する場合には収入の減少等に係る記載や資料の添付を省略可能として形式審査とするなど、申請や審査の手続を極力簡素化するよう、地方団体や年金事務所に要請等を行い、猶予措置の速やかな実行を図ることとしたい。簡素に確実に、そして柔軟に対応していきたい」<sup>38</sup>旨の答弁があった。

## オ 税の減免を行うことの是非

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、地方公共団体が住民の生活支援のために水道料金を減免する動きが広がっている<sup>39</sup>。こうした上下水道の基本料金や給食費を無償化した地方公共団体の取組を引き合いに、税についても、徴収猶予だけではなく、減免すべきではないかとの指摘があった。

これに対し、麻生財務大臣からは、「既に納税を行っている方も大勢いるので、公平性の観点からも慎重に考えなければいけない」<sup>40</sup>旨の答弁があった。

## カ 固定資産税等の軽減措置の対象

固定資産税等の軽減措置の対象は償却資産及び事業用家屋であり、土地は対象外とされているところ、広大な駐車場を有するバス事業者、庭園を有する旅館やホテルなどを念頭に、土地も対象に含めるべきとの指摘があった。

これに対し、高市総務大臣からは、「今回の措置は、新型コロナウイルス感染症の影響によって厳しい経営環境にある中小事業者などの事業継続を支援するために、稼働率が著しく落ちている事業用資産に対する固定資産税を軽減することとしている。一方で、固定資産税は地方の行政サービスを支える基幹税であることから、その安定確保は非常に重要であるので、対象資産は必要な範囲に限定すべきものだと考えている。このため、事業用資産として、その減価償却費が法人税や所得税において損金や経費に算入される

<sup>37</sup> 第 201 回国会参議院総務委員会会議録第 13 号 10 頁 (令 2. 4. 30)

<sup>38</sup> 第 201 回国会参議院予算委員会会議録第 18 号 26 頁 (令 2. 4. 30)

<sup>39</sup> 『朝日新聞』(令 2. 5. 18) 等

<sup>40</sup> 第 201 回国会衆議院予算委員会会議録第 21 号 12 頁 (令 2. 4. 29)。なお、徴収猶予の特例については、令和 2 年 4～6 月において、適用件数 8 万 1,925 件、税額 957 億円が適用された (既存の猶予制度の適用件数・税額は含まず)。(総務省「新型コロナウイルス感染症に係る地方税の「徴収猶予の特例」の適用状況 (令和 2 年 4～6 月分)」(令 2. 8. 21 公表))

償却資産及び事業用家屋を対象とすることとした。このため、土地については対象とならず、また、住宅兼店舗については、事業用の部分である店舗部分のみを軽減措置の対象とすることとした<sup>41</sup>旨の答弁があった。

また、危機的な状況にあるとして、事業用ではない個人の固定資産税等の減免も考えるべきとの指摘に対し、高市総務大臣からは、「個人に対する経済支援としては、今般の経済対策の中において給付金など様々な予算措置も講じられているので、個々の納税者の実情に応じて適切に対応していただけるものと考えている」<sup>42</sup>旨の答弁があった。

#### 4. おわりに

新型コロナウイルスの感染者数は、緊急事態宣言の終了後、7月以降再び拡大傾向がみられるようになっている。

国会審議においては、特別定額給付金のような家計支援策について追加的な対応が必要ではないかとの指摘や、このような給付は世帯単位の申請・給付ではなく個人単位とすべきではないかとの指摘もみられた。また、特別定額給付金のオンライン申請に関しては、申請開始当初に暗証番号の再設定やマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新が急増し、一時的に処理の遅延が発生した<sup>43</sup>。こうしたことを踏まえ、今後、同様の給付を実施するとした場合におけるマイナンバーを活用した方策の検討も行われ、議員立法が提出されている<sup>44</sup>。

地方公共団体への財政的な支援については、地方創生臨時交付金の規模を更に拡充することを求める指摘もあったところであるが、引き続き、各地域における感染の状況等を踏まえた法的・財政的な対応について議論されるものと考えられる<sup>45</sup>。

地方税の徴収猶予の特例については、同制度により納税者の足元の資金繰りは改善する一方、徴収を1年猶予しても納付自体は免除されないため、令和3年の納期限には猶予した分を含めて2年分の税負担が生じることになる。このため、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合、猶予分の税金の一部を減免すべきだという議論もあり<sup>46</sup>、令和3年度に向けた年末の税制改正論議においては、住民や事業者の担税力が更に厳しくなっている状況を踏まえた検討が行われるものと考えられる。

現在の経済状況を踏まえれば、令和2年度及び3年度における地方税収は大幅に下振れ

---

<sup>41</sup> 第201回国会衆議院総務委員会議録第15号8頁(令2.4.28)

<sup>42</sup> 第201回国会衆議院総務委員会議録第15号8頁(令2.4.28)

<sup>43</sup> 第201回国会参議院総務委員会議録第16号9頁(令2.6.2)等

<sup>44</sup> 今後、特定の給付金等が受給権者に迅速かつ確実に給付されるようにするため、給付名簿の作成等について定めるとともに、給付名簿情報の正確性の確保及び給付名簿の作成等に関する事務の効率的な処理に資するための口座名簿の作成等の事項を定めることを内容とする「特定給付金等の迅速かつ確実な給付のための給付名簿等の作成等に関する法律案」(第201回国会衆第19号)が議員立法として提出(自由民主党・無所属の会、公明党、日本維新の会・無所属の会の3会派)され、衆議院において継続審査とされている。

<sup>45</sup> 全国知事会は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえた「緊急提言」において、予備費を活用した地方創生臨時交付金の増額、事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など即効性のある法的措置、国による補償金的な「協力金」の制度化等を求めている。(全国知事会「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」(令2.8.8))

<sup>46</sup> 『日本経済新聞』(令2.6.18)

することも予想される。また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の対策費に充てるため、47都道府県のうち42都道府県が財政調整基金<sup>47</sup>を計1兆円超取り崩している<sup>48</sup>。同基金は災害への備えともなっており、近年、記録的な豪雨や暴風、地震等の自然災害により全国各地で甚大な被害が相次ぐ中、災害が発生した場合の財政的な対応も懸念される。

新型コロナウイルス感染症や災害への対応は、都道府県・市区町村の窓口、保健所、消防などが重要な役割を担っており、こうした地方公共団体における実務が財政的に支障なく運営されるよう、令和2年度の既定予算及び予備費の適切な執行とともに、次の補正予算の編成及び令和3年度地方財政対策等に向けた検討が求められている。

(みすみ まさかつ、ちかざわ まさお)

---

<sup>47</sup> 年度間の財源調整のために設置される基金

<sup>48</sup> 『朝日新聞』(令2.7.12)